平成２７年（フ）第２３７号
静岡県榛原郡吉田町川尻2967番地　グランツ101、旧住所静岡県藤枝市高洲１丁目９番23―406号　ロイヤルシャトー藤枝高洲
債務者　山根　直久
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１６号
静岡市駿河区丸子３丁目１番１号　ＫＭビル403号、旧住所静岡市駿河区丸子芹が谷町14番８号
債務者　田中　宏樹
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月24日午後１時15分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１５８号
長崎県佐世保市吉井町橘川内321番地９
破産者　モールド技研株式会社
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
神奈川県平塚市明石町11―18　ピースフル平塚302、商業登記簿上の本店所在地神奈川県平塚市八重咲町16番17号大井ビルマンション201号
破産者　有限会社エレガンスハウスアリーヌ
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１１９号
千葉県袖ケ浦市今井１丁目59番地13
破産者　有限会社京浜耐熱
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１７５号
札幌市南区南沢３条１丁目６番14号
破産者　株式会社藤田商店
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９４号
札幌市白石区東札幌５条４丁目３番17号、商業登記簿上の本店所在地旭川市緑が丘東５条２丁目５番３号
破産者　株式会社ガレット
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５２６号
埼玉県入間郡三芳町大字上富1913番地１
破産者　株式会社トリオエンジニアリング
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６２８号
埼玉県富士見市針ヶ谷２丁目35番２号
破産者　合資会社フィールドマークス
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２２６号
横浜市中区山下町73番地
破産者　有限会社秀晃技研
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０号
相模原市中央区中央３丁目11番４号　佐溝ビル202
破産者　有限会社ＡＸＩＳ
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第５８３号
静岡市清水区入江２丁目１番40号
破産者　株式会社タナカ
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４７０号
名古屋市天白区音聞山1021番地
破産者　中川設備工業株式会社
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２２号
京都市南区西九条春日町４番地の１
破産者　株式会社近畿有線テレビ
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４２号
盛岡市永井23地割４番地19カサブランキータ101号
破産者　株式会社岩手びかびか大作戦
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２号
秋田県大館市釈迦内字狼穴２番地５
破産者　有限会社ライザホーム
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第２０号
千葉県大網白里市みどりが丘１丁目20番地16
破産者　松本　孝幸
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第３３号
相模原市中央区横山台１丁目34番２号
破産者　ジャパンプロップ株式会社
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２２０号
静岡県浜松市浜北区於呂4060番地の２
破産者　東海名糖販売株式会社
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第６号
兵庫県西脇市黒田庄町田高321番地
破産者　有限会社小林佐太郎商店
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部